

令和6年4月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和6年4月25日（木）午後2時35分～

場所：本庁舎5階 5-1・5-2 会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和6年4月25日（木）、本庁舎5階 5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 5 番	伊 澤 忠 治
2 番	小 林 正 幸	1 6 番	井 出 茂 康
3 番	永 野 良 徳	1 7 番	漆 原 豊 彦
4 番	田 代 恵美子	1 9 番	宮 治 政 彦
5 番	西 山 弘 行	2 0 番	安 藤 康 彦
7 番	齋 藤 義 治	2 1 番	佐 藤 智 哉
8 番	井 上 哲 夫	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	上 田 洋 子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 川 誠	2 4 番	神 崎 享 子
1 1 番	飯 田 芳 一	2 5 番	砂 川 耕 介
1 2 番	三 上 健 一		
1 3 番	吉 原 豊		
1 4 番	加 藤 登		

欠席委員は、次のとおり

6 番	関 根 栄 一	1 8 番	北 村 利 夫
-----	---------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事 務 局 長	幸 田	主 幹	坂 間	上 級 主 査	山 澤
事 務 職 員	松 下	主 査	久 保		

委員会の日程は、次のとおり

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 非農地証明願について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について |
| 日程第 5 | 報告第 1 号 | 農地の貸借の合意解約通知について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 藤沢市都市農業振興推進協議会委員の推薦について |
| 日程第 9 | 報告第 3 号 | 令和 5 年度農業委員会業務報告について |
| 日程第 10 | 報告第 4 号 | 令和 6 年度農林関係予算について |
| 日程第 11 | 報告第 5 号 | 令和 6 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について |

開会 午後２時３５分

事務局（幸田事務局長） お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者数２３名でございます。

なお、開会に先立ちまして、事務局より御報告をさせていただきます。

この４月１日に、人事異動に伴いまして、前任の事務局長の村山に替わりまして、私、幸田が事務局長に着任いたしました。それから、永田上級主査に替わりまして、久保主査がまいりました。２名の職員が替わっておりまして、合計６名の職員で、今年度の事務局の任務を果たしてまいりたいと思いますので、引き続き、よろしくお願いをいたします。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今年も４月、新年度でございます。今年は、市の人事異動が、選挙の関係でおくれまして、先月の２５日の総会時点では、まだ局長は前村山さんでございましたが、その後、先ほど御挨拶にあったように幸田さんと久保さんが、今回新しく農業委員会事務局に着任されましたので、よろしくお願いをいたします。

さて、４月になりますと、いろいろな統計が発表されます。先日の農業新聞に、農家の倒産が最多になったという記事が出ておりました。全国で、去年の倒産は８２件ということでございます。

国でも大規模化とか集積化をやっておりまして、その影響もあるのか、あるいは昨年来のいろいろな資材が異常に値上がりした分が、経営の足かせになっているということはよく聞きます。

農業は、農産物に対して、値上げ分をなかなか転嫁できないということで、これは昔から、転嫁できないような仕組みになっておりますので、本来でした

ら、工業製品ですとか食料加工品のようなものは、諸材料費が上がると値上げということですので新聞などに出るのですが、農家は農産物を市場に出しても、値上げ分が転嫁できないということが大きな課題になっております。

そうしたことも、現在、国会でもいろいろ検討されているようですが、これはどうしても、今の経済の仕組みでは、なかなかできないのではないかなという感じはしますので、何年か前に、農家に対して直接保障というのがございました。これが一番いいのではないかということは、常々思っております。

このように、直接的に農家に保障をすることが、これからの一つの課題ではないかなということは思っております。

それと、もう一つ、先日、神奈川新聞にも載っていましたが、湘南青果のことが出ておりました。湘南青果が新しい農業をやっているということで、今回も、この農業委員会の議題の中に湘南青果のことが出ておりますが、現在、農福連携で、福祉事業所と契約をしているんですね。40人ほどで農作物をつくっているということでございます。

スーパー等へ出荷しているようですが、これからも、もっともっと増やしていきたいということをお聞きしております。

福祉事務所、作業所の方々を大勢使って、それで新しい農業をやるということですが、これも一つの農業の形態かなということは考えております。

また、農業の経営の中でも、最近はいろいろなことをやっておりますが、その中で、特に私、思うのですが、新しい農業をやろうと思うと、古い農地法ですとか農振法が引っかかってくるんですね。新しいことをやろうと思うと、どうしても、そういうことが足かせになるということをよく感じます。

ですから、観光農業をやって、駐車場をつくりたい、あるいはトイレをつくりたいというときに、今までの農地法ですと、それがなかなかできないんです。

ですから、そういうところも、これから新しく変えていかなければいけない。要するに現代に合ったような農業形態にしていかないと、古い農地法がどんどん足かせになっていくような感じはいたします。

ですから、今後、市長や県や国にいろいろお願いをするわけですが、一つそ

うしたことも踏まえた中での要望というか、要請というのもお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、4月の総会を開催いたします。よろしく御協力をお願い申し上げます。まして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（幸田事務局長） 齋藤会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（松下事務職員） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、19番の宮治政彦委員と20番の安藤康彦委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。

議案書は2ページをお開きください。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻の3筆。地目、地積、記載のとおり。権利の種類、売買による所有権移転。

申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

次に、番号2。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻の1筆。地目、地積、記載のとおり。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続いて、地区、藤鶴・村岡・明治。番号3。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、稻荷、3筆。地目、地積、記載のとおり。権利の種類、賃借権の設定。申請理由、譲受人、景観形成事業用地として利用するため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番、井出委員。

16番（井出茂康委員） 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市立「少年の森」から、南東に約150mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談をいたしました。

譲渡人は、打戻などで、露地野菜や水稻の生産により農業経営を行っております。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、サトイモを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

16番、井出委員。

16番（井出茂康委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地は、市道遠藤・宮原線にある「宇都母知神社入口」交差点から北に約100mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、打戻で、植木の生産などにより農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、所有地の隣地である当該農地を新たに取得するとのことです。

申請地は、植木畑として利用する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

5番、西山弘行委員。

5番（西山弘行委員） 資料は5ページをお開きください。

本件の申請地は、藤沢市立明治小学校から北東に約250mの農地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

このたび、市内の遊休農地にて、農業後継者に対し、景観形成事業業務委託を行うため、藤沢市が土地所有者より当該農地を賃借するとのことです。

申請地については、菜の花を栽培する計画です。

日程第3、議案第3号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、「非農地証明願について」を説明いたします。

議案書は4ページをお開きください。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田、1筆。地目、畑。地積、30㎡。内容、平成12年頃より住宅敷地として利用し、現在に至る。確認資料は、平成19年航空写真。第1種農地。現地確認日、令和6年4月12日。

次に、番号2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原、2筆。地目、いずれも畑。地積、合計201.24㎡。内容、1筆は、昭和58年頃より住宅敷地及び庭敷地として利用し、現在に至る。もう一筆は、平成元年頃より住宅敷地及び道路敷地として利用し、現在に至る。確認資料は、平成19年航空写真。第1種農地。現地確認日は、令和6年4月12日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

9番、上田委員。

9番（上田洋子委員） 資料は、14ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「コメリハード&グリーン藤沢用田店」より南西に約150mの土地になります。

申請者は、用田の土地を平成12年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っているとのことです。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタールを超えているため、「第1種農地」と判断いたしました。

第1種農地は、原則非農地証明に該当しませんが、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えない面積での拡張の場合、例外的に非農地として証明できます。

当該地については、隣接する既存住宅の敷地の拡張分として要件を満たすた

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第3号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第3号について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下事務職員） それでは、説明をさせていただきます。

番号1は、葛原を中心に351aを耕作する方の更新借受分です。

番号2は、葛原で45aを耕作する法人の更新借受分です。

番号3は、葛原で39aを耕作する法人の更新借受分です。

番号4は、打戻で190aを耕作する方の更新借受分です。

番号5は、打戻で20aを耕作する方の更新借受分です。

番号6は、打戻や獺郷を中心に183aを耕作する方の更新借受分です。

番号7は、打戻で96aを耕作する方の更新借受分です。

番号8は、認定農業者から、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の申し出がなされたものです。

資料は16ページをお開きください。

当該地については、遠藤・宮原線にある「獺郷西」交差点から南西に約300mの農地が2筆になります。

地区協におきまして、本人と面談をいたしました。

所有権移転を受ける者は、獺郷を中心に498aを耕作する認定農業者で、当該地では、植木を栽培していく予定となっております。

番号9は、西俣野で194aを耕作する方の新規借受分で、当該地ではニン

ダマメを作付けしていくとのことです。

番号6及び番号15は、3月19日開催の、同審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は28ページからとなります。

当該地では水稻を栽培し経営していくとのことです。

藤嶋・村岡・明治地区の地区協議会におきまして本人と面談をし、就農計画等について確認しております。

番号7、番号8及び番号9は、宮原を中心に139aを耕作する方の新規借受分で、当該地ではコマツナを作付けしていくとのことです。

番号10は、3月19日開催の、同審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は32ページからとなります。

当該地ではスイカ等を栽培し経営していくとのことです。

六会・長後地区の地区協議会におきまして本人と面談をし、就農計画等について確認しております。

番号11及び番号14は、3月19日開催の、同審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は35ページからとなります。

当該地ではミニトマト等を栽培し経営していくとのことです。

六会・長後地区の地区協議会におきまして本人と面談をし、就農計画等について確認しております。

番号12及び番号13は、3月19日開催の、同審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は39ページからとなります。

当該地ではナス等を栽培し経営していくとのことです。

六会・長後地区の地区協議会におきまして本人と面談をし、就農計画等について確認しております。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1から番号2及び番号4から番号15について意見を求めます。

―― ― ― ― ―
―― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第5号、番号1から番号2及び番号4から番号15について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第5号、番号1から番号2及び番号4から番号15について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、報告第2号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下事務職員） 本件につきましては、まず16ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件となっております。

続きまして、17ページから21ページまでが「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

藤鶴・村岡・明治地区が13件となっております。

続きまして、22ページから25ページまでが、「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が4件、六会・長後地区が3件、藤鶴・村岡・明治地区が6件、合計13件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

―― ― ― ― ―
―― ― ― ― ―

日程第9、報告第3号「令和5年度農業委員会業務報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） 「令和5年度農業委員会業務報告について」、説明をさせていただきます。

議案書の27ページをお開きください。「会議の開催状況」を記してございます。

「総会」、「地区協議会」は、毎月開催いたしました。

「施策検討小委員会」につきましては、農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見といたしまして、市長へ提出する意見の協議を6月に行いました。

「藤沢市畜産振興審議会」、「藤沢市農業振興地域整備促進協議会」、「藤沢市都市農業振興推進協議会」につきましては、いずれも事務局が農業水産課となりまして、農業委員会から選出された委員が出席をされております。

合計といたしまして、会議を53回開催しております。

続きまして、28ページをお開きください。

28ページ以降につきましては、その会議の詳細となっております。

おめくりいただきまして、議案書の33ページからが、農地法に基づく許認可の件数となります。

まず、33ページが、農地法第3条の許可と届出の件数となります。

34ページ、35ページをおめくりいただきまして、農地法第4条の件数となります。

続きまして、36ページ、37ページにつきましては、農地法第5条の件数となっております。

おめくりいただきまして、38ページにつきましては、農地法第18条第6項による通知書（合意解約）の件数となりまして、下段につきましては、農地造成工事の届出状況となっております。

農業水産課（及川課長） 農業水産課長の及川です。よろしくお願いいたします。

農業水産課（及川課長） 農業水産課長の及川です。よろしくお願いいたします。

農業水産課（坂口課長補佐） 同じく農業水産課の坂口と申します。よろしくお願いいたします。

農業水産課（竹中課長補佐） 同じく農業水産課の竹中と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（坂間主幹） ありがとうございます。

それでは、まず「農業委員会費」につきまして、事務局から御説明をさせていただきます。

議案書の44ページをお開きください。「令和6年度農林関係予算について」、その内訳でございますが、「農業委員会関係費」は、委員さんの報酬や旅費などで、令和6年度は1,215万1,000円を計上しており、昨年度比5万円の減となっております。

主な要因は、委員会関係費の経費の減によるものでございます。

続きまして、「農業委員会事務費」は、令和5年度から24万5,000円の減額となり、198万5,000円となっております。

減額の主な要因は、令和5年度に実施いたしましたアンケートに係る経費の減によるものでございます。

事務局からの説明は以上となりますので、続きまして、農業水産課からお願いいたします。

農業水産課（及川課長） それでは、私から、令和6年度予算について、御説明をさせていただきます。

議案書の46ページ、一般会計款別予算の前年度との対比表を御覧ください。

下段に合計がありますが、令和6年度の一般会計予算につきましては1,679億600万円となっております。これは、前年度と比較しますと74億200万円の増となっております。

令和6年度の「農林水産業費」は、表の中段に記載をさせていただいており

ますが、4億5,567万5,000円で、前年度と比較しますと2,339万4,000円の減となっております。

今回の予算は、2月に市長選挙があった関係で、骨格予算となっておりますので、政策的経費の一部は、肉付け予算として6月補正で計上することになっております。6月補正が認められれば、農林水産業費も、前年を上回る予定となっております。

それでは、主な事業について御説明をさせていただきます。47ページを御覧ください。

「地産地消推進事業費」は、前年度と比較して88万2,000円の減となっておりますが、こちらは、「藤沢産」ロゴマークシールの在庫が十分にあることから、事業費を減額したことが主な要因となっております。

「1. 地産地消推進計画の実施管理等」では、アンケート調査費用を計上しております。このアンケートは、無作為に抽出した市民3,000人を対象に、地産地消に関するアンケートを実施しております。

昨年度の調査では、「藤沢産の農水産物を購入して、地産地消を応援しようと思いませんか」という問いに対して、「既に応援している」と回答した方が11.8%、「応援したいと思う」と回答した方が79.1%、9割の方が、藤沢の農水産物を応援したいという結果となっております。

アンケート結果につきましては、市のホームページに掲載しておりますので、ぜひ御覧になっていただければと思います。

「2. 地産地消講座の開催」につきましては、さがみ地粉の会の皆様に御協力いただいている大豆の講座ですとか、エダマメやトウモロコシ、イチゴやトマトなど、旬の食材の収穫体験をしていただく講座を開催しており、毎回多くの市民から御応募をいただいているところでございます。

48ページに移りまして、「水田保全事業費」につきましては、前年度と比較して80万3,000円の増となっております。

「1. 水田保全事業奨励金」は、環境に配慮した水稻生産に取り組む水田耕作者に対し、1㎡当たり50円以内、10a当たり5万円以内の奨励金を交付

するものとなっております。昨年度は、112名の方が申請をされております。

前年度申請された方には、通知をした上で、今年度も出張受付を行いました。まだ申請をしていない方もいらっしゃいますので、もしお近くにそういう方がいらっしゃいましたら、御連絡をしていただければと思います。

「2. 農業用機械等導入支援事業」は、水稻の生産性を向上させ、担い手不足や遊休化した水田の解消や発生抑制に寄与する農業用機械等の導入に対する費用の助成を行うもので、防鳥対策資材導入事業は、稲作部会から要望のあった防鳥対策資材の導入に対する補助で、田植え機導入事業は、日向分農機利用組合から要望のあった田植え機に対する補助、草刈り機導入事業は、旭第一生産班から要望のあったラジコン草刈り機の導入に対する補助となっております。

49ページに移りまして、「担い手育成支援事業費」につきましては、前年度と比較して203万2,000円の減となっております。

これは、前年度と比較して、新規就農者に交付される経営開始資金の活用対象者が少ないことによるものでございます。

「1. 景観形成事業」は、藤友会に業務委託をしているもので、昨年までは遠藤の遊休農地で実施しておりましたが、当該地が市街化に編入されることになったことから場所を変更し、今年度から稲荷で景観形成事業を行うことになったものでございます。

「4. 農業研修受入支援事業」は、新規就農希望者に対して、3か月以上、かつ38日以上研修を行う農業経営士及び認定農業者に対し、研修生1人当たり3万円を支給するものでございます。

「5. 農業後継者支援事業」は、藤友会からの要望を受け、令和2年度に創設した制度で、農業を継承していくために、施設の整備等が必要な農業後継者に対し、補助金を交付するものでございます。

今年度は、果樹生産に必要となる充電式運搬車及び乗用運搬車の導入に対する補助となっております。

「6. 農福連携促進事業」は、福祉施設と受委託契約等を交わし、障がい者等の受け入れを行う農業者に対し、委託料の一部を補助するもので、令和2年度の事業開始以来、年々利用する方が増えているため、予算の増額を図ったものでございます。

50ページに移りまして、「産地競争力強化事業費」は、前年と比較して389万円の増となっております。

今年度は3つの事業を実施することになっておりまして、「1. バッテリー動噴導入事業」は、露地野菜部から要望があった薬剤散布のバッテリー動噴の導入、2は、俣野ナス部会から要望のあったマルチャー導入、3は、湘南つむぎ出荷組合から要望のあった堆肥散布車の導入に対し、助成するものでございます。

51ページに移りまして、上段の、「野菜生産出荷対策事業費」につきましては、前年度と同額の予算となっております。

市内生産者が農協共販出荷及び市内市場へ出荷をする際の出荷用ダンボール等の出荷資材の購入に対する助成を行うものでございます。

下段の、「湘南野菜生産育成事業費」につきましては、前年度と同額となっております。

本事業は、市内卸売市場へのお荷を推進するため、市場出荷用レンタルコンテナ利用料に対する助成を行っております。

本事業の対象につきましては、湘南野菜出荷推進協議会に所属している市内生産者が市内市場に出荷した場合と、市内生産者がJAを通して市内市場に出荷した場合となっております。

52ページに移りまして、「畜産振興対策事業費」は、前年比9,000円の増となっております。

本事業は、畜産経営における防疫体制の強化と衛生環境の向上、家畜伝染病予防の検査や投薬、注射、病虫害防除資材の購入、肉質・乳質に優れた家畜の繁殖及び後継となる乳牛の生産に対して助成を行うものでございます。

53ページに移りまして、「畜産経営環境整備事業費」は、前年比332万

円の増となっております。

本事業は、畜産経営に必要となる畜舎や設備機器、家畜排せつ物処理施設等の改修・更新を行う畜産農家に対して助成を行うもので、今年度は、養豚農家
が実施するキュービクルの改修工事等に対する補助を行うものがございます。

54ページに移りまして、「農業用水路等改修事業費」は、前年と同額の予算
となっております。

本事業は、水田等への安定した用水を確保し農業生産の維持を図るため、水利
組合等が実施している取水堰等の補修及び用排水路等の改修に対し助成を行
うものがございます。

今年度は、9つの水利組合及び1つの畑地かんがい組合から施設改修の要望
があり、予算措置をしたものがございます。

55ページに移りまして、「農業基盤整備事業費」は、前年比2,072万
6,000円の減となっております。この大幅減は、一部事業については、先
ほどお話ししたとおり、6月補正予算で予算要求をすることによるものでござ
います。

本事業につきましては、車両通行の安全性の確保、農用地の高度利用並びに
農業経営の高度安定を図るため、農道の整備や排水機場の動力機関について点
検・整備を行うものがございます。

駆け足となりましたが、「令和6年度農林関係予算」について、御説明をさ
せていただきました。

今年度も、本市農業の発展のため、農業委員会の皆様と連携して取り組んで
まいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からの説明は以上となります。

引き続き、日程第11、報告第5号「令和6年度農地等利用最適化推進施策
等の改善に係る意見の措置状況について」、御説明をさせていただきます。

農業水産課（竹中課長補佐） 56ページをお開きいただきまして、「令和6年度農
地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について」ということ
で、令和6年度の予算示達内容等を説明させていただきます。

「1 担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」、(1)の「水田の保全に対する支援・助成について」、①水田保全事業奨励金につきましては、令和6年度予算は、前年度と同額の2,500万円となっています。今後につきましても、水田を維持していくには、生産費と販売価格とのギャップを埋める必要があるので、できる限り事業が継続できるよう取り組んでまいります。

また、本事業の財源は、環境基金から繰り入れておりますが、今後は、一般財源からの支出についても要望してまいります。

農業水産課（坂口課長補佐） 続きまして、②国の補助事業である農地耕作条件改善事業を活用することで、地域のニーズに沿ったきめ細かな基盤整備が可能となります。本市では、城・稲荷地区において、活用に向けた検討を進めており、昨年度は、まずは現況を図面化するため、測量を実施いたしました。

また、1月から2月にかけては、市内16地区の認定農業者、新規就農者等を対象に、地域計画の作成に向けた話し合いを行いました。今後は、地域計画を踏まえた将来像について、地域の地権者とも共有し、必要な支援を検討してまいります。

続きまして、(2)の「農道や水路等の整備について」、①多面的な機能を有する水田の保全に当たり、農業用水路施設の機能確保の重要性や、施設の老朽化に伴う改修の必要性、併せて農業者の方々の機能確保への負担が多くなっていることは、認識しております。

本市では、地域資源の保全活動や、施設の長寿命化のための補修や更新に対して交付金が出る多面的機能支払交付金の提案を水利組合などにさせていただいており、負担軽減につながるものとして実施しております。

今後につきましては、引き続き、さがみ農協稲作部会などと本市の農地保全の方向性を協議しながら、地元負担のあり方について検討してまいりたいと考えております。

②一般車両との事故防止や農作業への支障が出ている道路といたしまして城・稲荷地区の通過交通量が多い道路には、昨年度に引き続き今年度も、水田

作業中につき、農耕車に配慮して通行するよう看板を設置し、注意喚起を行っております。

農業水産課（竹中課長補佐）　続きまして、（３）の「地域計画の策定について」、令和５年度に農業委員会や関係機関と連携し、１６地区中１５地区で話し合いを実施しております。

引き続き、地域での話し合い等による実効性のあるプランを作成するため、農業委員会や関係機関との連携を密にして、取組を進めてまいります。

続きまして、「２ 遊休農地の発生防止・解消のための施策」、（１）の「遊休農地の発生防止について」でございますが、引き続き、機会を捉え、国、県に対して働きかけを行ってまいります。

（２）の「遊休農地解消における支援について」ですが、引き続き、関係機関と連携した周知を行い、本事業の利用拡大を図ってまいります。また、補助単価につきましては、令和６年度予算についても増額を要望しておりましたが、引き続き、来年度以降についても補助単価の妥当性を精査し、利用しやすい制度の構築に取り組んでまいります。

続きまして、「３ 新規参入の促進のための施策」、（１）の「後継者や新規参入者への支援について」、国の経営開始資金については、農業後継者でも交付対象となりますが、新規参入者と同等のリスクを負うことになるので、活用を希望する後継者に対しては丁寧に説明をするよう努めてまいります。

農業用施設や機械の更新費用につきましては、農業後継者の要望を伺い、令和６年度は果樹生産を行う後継者に対し、運搬車の導入に対する補助金を予算措置いたしました。

次ページにお移りください。

（２）の「マッチング制度の創設について」、新規就農者と農業者のマッチングについては、令和５年度から実施している地域計画の話し合いにおいて、農地情報の交換など、双方にとって効果的な情報交換の場となっていることから、引き続き、有効な情報交換ができる場となるよう努めてまいります。

また、令和６年５月以降に就農する者については、農協各支店の運営委員会

において紹介するなど、より地域の農業者との連携を図ることができるよう取り組んでまいります。

続きまして、「4 その他地域の農業の維持・発展のための施策」、(1)の「地産地消等藤沢産農畜産物の利用促進について」、①これまでも学校給食で藤沢産農畜産物の利用促進を図ってまいりましたが、引き続き、関係機関と連携し、より多くの藤沢産農畜産物を給食で使用し、藤沢産農畜産物への理解が深まるよう取組を進めてまいります。

特に地産地消モデル校については、学校周辺の農業者に給食用として出荷していただけるよう農協と連携して取り組んでまいります。

また、より多くの方に藤沢市の地産地消をPRすることができるよう、インスタグラムやYouTubeを活用するとともに、高校生・大学生については、水利組合で行う水路掃除への参加を呼びかけ、農業への理解を深めてもらう取組を行ってまいります。

②藤沢産農畜産物の重要性については、機会を捉え、情報発信をしてまいりたいと考えております。

また、花卉については、令和5年度に、本庁舎の展示や、サンライズ広場での「花育教室」の開催、長久保公園において、茅ヶ崎市や寒川町との連携による「湘南花の展覧会」を実施するなど、PRを行いました。

今年度も、これらの取組を継続するとともに、新たに植木生産者による「緑育教室」についても支援するよう努めてまいります。

(2)の「農業経営への支援について」、①援農ボランティアにつきましては、引き続き、市ホームページや『広報ふじさわ』のほか、チームFUJISAWA 2020の活用についても検討してまいります。

また、農福連携につきましては、福祉事業所と受委託契約を交わし、障がい者の受け入れを行う農業者に対し、委託料の一部を補助してまいります。

②直売所等へ出荷する農業者に対する支援といたしましては、現在、「藤沢産」ロゴマークシールの無償配布を行っております。引き続き、団体からの要望があれば、支援策について検討してまいります。

③燃料や肥料、飼料の高騰が、経営に大きな影響を与えていることは認識しております。令和5年度は補正予算により対応したところがございます。しかしながら、資材・飼料の価格は依然、高止まりの状態であるため、国、県の動向に注視しつつ、必要に応じ、本市独自の支援策を検討するなど、継続した支援を行ってまいりたいと考えております。

④藤沢産農水産物のPRを行うとともに、「藤沢産」ロゴマークシールの交付を引き続き行い、野菜、果樹等の販売力強化を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、(3)の「有害鳥獣対策に係る支援について」、令和6年度は、昨年度と同様に50頭分の予算措置をしております。また、水稻における鳥害対策のため、新たに稲作部会に対し、防鳥対策資材の導入に対する補助金を予算措置いたしました。

相談受付窓口等については、生活被害は環境保全課、農業被害は農業水産課となっておりますので、ホームページ等で周知してまいります。

ジャンボタニシにつきましては、水利組合が行う駆除作業の支援を行うとともに、稲作部会や水利組合からの要望を伺って対応してまいります。

続きまして、(4)の「農業・農地の有益性に関する啓発について」、農地の多面的な機能や、農地があることの重要性については、「第2次藤沢市都市農業振興基本計画」のQRコードを、各種講座等のチラシに載せるなど、市民への周知に取り組んでまいります。

また、農地への不法投棄等への対応につきましては、引き続き、関係機関と連携し取り組んでまいります。

農業水産課（坂口課長補佐） 続きまして、(5)の「浸水対策について」、市内を流れる河川には、川ごとに河川整備方針が定められており、これに基づき河川整備計画が策定されています。

未改修区間につきましては、改修事業を早期に実施し、神奈川県の実備目標を達成することについて、これまでも神奈川県に対し要望してきており、引き続き要望してまいります。

農業水産課（竹中課長補佐） （6）の「農業残渣等の廃棄に係る支援について」、
こちらは、担当課である環境総務課から回答を預かっておりまして、代わりに
説明させていただきます。

統一した対応を図ることについては、個別の事案における「やむを得ないもの
と言えるかどうか」については、「公益上もしくは社会の慣習上、やむを得
ないと言えるかどうか」及び「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である
かどうか」を勘案して判断されるものです、ということと、廃棄物の焼却場へ
の無料受け入れ等農家支援の方策を検討することについては、事業で排出され
る廃棄物については、全ての排出事業者が自らの責任において適正に処理する
ことが義務付けられていますので、特定の事業者について、廃棄物を無料でお受
けすることはできません、という回答を預かっております。

続きまして、（7）の「自然災害による農産物等の被害対策について」、災
害への対応については、農業者自身が収入保険に加入するなどして対応するも
のですが、想定外の被害となった場合等、状況によっては、局地的な災害につ
いても補助対象にすることを検討する必要があると、考えております。

（8）の「中小規模経営体の支援について」、第2次藤沢市都市農業振興基
本計画におきましても、藤沢市の農業の将来像として「守り・育み・次世代に
つなぐ、魅力ある都市農業」を掲げております。将来に向けて営農が継続され
るよう、引き続き必要な支援策を検討してまいります。

以上、「令和6年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状
況について」、令和6年度予算示達内容等を御説明させていただきました。

議長（齋藤義治委員） ただいま事務局及び農業水産課の説明が終わりました。

御意見、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

神崎委員。

24番（神崎享子委員） 何点か質問をさせていただきたいと思えます。

58ページ、「4 その他地域農業の維持・発展のための施策」のところで、
より多くの方に藤沢市の地産地消をPRすることができるよう、インスタグラ
ムやYouTubeを活用するということがありまして、これは、その前の農林

水産業費の地産地消事業とか、そういうところの予算とも関連してくると思いますけれども、どのような方法をお考えでしょうか、大切なことだと思いますが。

農業水産課（竹中課長補佐）　今インスタグラムだとかユーチューブについての御質問をいただきまして、まず、インスタグラムについては、職員が直接運用しております市内の農家の情報など発信しているところがございます。

また、ユーチューブについては、そのインスタグラムの中でのショート動画であったりとか、あと、「おいしい藤沢産」ホームページなどでも動画を配信しているところです。

先ほどお話をいただいたように、地産地消推進事業費のところの予算を使っている部分があるということとなっておりますので、御承知おきいただければと思います。

議長（齋藤義治委員）　神崎委員。

24番（神崎享子委員）　ありがとうございます。

以前は、えのポのところの直売所の情報を載せると、直接そこへ飛ぶというか、そういうシステムになっていたようですが、予算の関係、いろいろあって、それができなくなったということで、その改善方法を……、まあ考えていらっしゃると思いますけれども、引き続き応援をよろしく願いいたします。

皆さんインスタグラムを使っているので、今、シニアネットの方、フェイスブックに飛ぶので、フェイスブックに飛んだ時点で、ページが削除されます、みたいになって、見るができなくなったというところがあったので、伺わせていただきました。

あと、もう一点、地産地消のシールですけれども、これも地産地消の予算のほうと関係してきますが、予算が少なくなったのは、地産地消のブタちゃんマークの、あのシールが、まだ残りがあるので、ということを伺いました。

以前のシール、ちょっと高級でしたけれども、多色刷りのシール、皆さんも覚えていらっしゃると思いますが、そのときは、飛ぶように生産者が持ってい

ってなくなったのですが、今回は余っているというところですけども、私たち生産者は、付加価値をつけて値段を高くするためにシールを貼りたいので、その辺のところの御検討をよろしくお願いいたします。

農業水産課（竹中課長補佐） シールについては、引き続き皆様に御要望をいただいているのですが、頼むときにたくさん頼まないとメリットがなくて、たくさん頼むタイミングが去年度であって、今年度は、そのおかげで必要がない状態になっているというところがあるのですが……

16番（井出茂康委員） 需要がないというわけではないんですね。いっぱい頼んだから余っているということですね。

農業水産課（竹中課長補佐） そうです。皆さん、有効活用はしていただいて、本当に藤沢産をPRするのに役立てていただいている、ありがとうございますというところでございます。

24番（神崎享子委員） 「藤沢産」というブランドを高く売りたいと思った場合には、庶民的なシールになってしまうのかなとも思ったので、高く売りたいという——農業新聞にも書いてありますけれども、価格転嫁ができないので、高く売りたいというのが本音でございました。

あと、1点だけお願いします。テープですけども、皆さんも使っていらっしゃいますが、湘南野菜は市場に出荷しないといけない、わいわい市のテープはわいわい市に出荷するときでないといけない。さて、コマツナをつくりました。それぞれ1か所ずつ、これをやりますと大変ですよ。

私は、それよりも「藤沢産」というのをブランド化して、「藤沢野菜」のテープか、または「湘南藤沢野菜」というテープ、そういうのをブランド化して、藤沢の私たちがつくっているもの、わいわい市に置かれたときに、わいわい市に、みんなが使っているテープではなくて「藤沢産」のテープにしたい。

そのところは、どのようにお考えですか。

議長（齋藤義治委員） 及川課長。

農業水産課（及川課長） 直売所に出荷する方、生産組合みたいなものがあるんですけど、ないんですか。

24番（神崎享子委員） ないのですが、まず、そこをつくらなければいけないんですね。

農業水産課（及川課長） そうですね。例えば露地野菜部だとか、そういったところから、「藤沢産」という形での、束ねるテープという要望があるようであれば、それは検討させていただきたいと思っております。

24番（神崎享子委員） 分かりました。ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員） ほかに……、飯田委員。

11番（飯田芳一委員） 及川さんに、ちょっと確認したいのですが、48ページの「草刈り機導入事業」とありますね。これの対象者は、旭第一生産班ですか。

農業水産課（及川 聡課長） 要望自体が、旭第一生産班から上がってきたので……。

11番（飯田芳一委員） それは、実は今、うちのほうで、旭第二生産班も加入するかどうかと、話し合いが行われているはずなんですよ。それは、まだ間に合うわけですか。

農業水産課（及川課長） それは、旭第一に確認していただきたいのですが……

11番（飯田芳一委員） こっちで、間に合うと言われていました。

農業水産課（及川課長） はい。この導入の目的としては、今まで傾斜地のところ、土手のところですよ。それを皆さんで手刈りというか、やっていただいていたところを、ちょっと危険なので、熱中症の危険性もあるのでラジコン用などでできないかという御要望でしたので、皆さんと一緒に活動をしているようでしたら、それは、皆さんで使っていただければと思います。

11番（飯田芳一委員） 大丈夫ですね。分かりました。

議長（齋藤義治委員） ほかにありませんか。せっかくの機会ですから。

西山委員。

5番（西山弘行委員） 駆け足過ぎて、ついていけなかった部分もありますけれども、まず、60ページの最後に、「守り・育み・次世代につなぐ、魅力ある都市農業」を掲げ、という立派なことが書いてあるんですが、その上の、環境総務課からの回答は預かってきたと、なぜ責任者が来てくれないのでしょうか。それは、きっとここで総攻撃を食うからですよ。そこで逃げているというのが、ま

ず1点。

あと、59ページの(3)の「有害鳥獣対策」、これって、もしハクビシンとかを捕まえた場合の処分方法はどうなっていますか。

議長（齋藤義治委員） 及川課長。

農業水産課（及川課長） これは、農業被害であれば、農協のそれぞれのセンターに話をしていただけると、そちらで引き取って殺処分をすることになっております。

5番（西山弘行委員） 殺処分ですね。

あと、その前の58ページの4の一番最初で、学校給食の件が出ていますけれども、お米に関して、私たち農家は、出荷数量でやたら振り回されているんですよ。それで、自分が出したい数字に対して幾つと書けばいいのか分からない状況なんですよ。予算が前年度の半分ですから、とか言われて、それでは、倍、書けとか言うのかという話になってしまいますから、そこら辺を、もうちょっとなんとやっつけてほしい、ちゃんとした数字を出してほしいと思います。

議長（齋藤義治委員） 及川課長。

農業水産課（及川課長） 当初、学校給食の数量をお話ししたときに、60トンまでという上限を設定させていただいたんですね。その60トンというのが、その当時の農協への出荷数量がその程度だったということで、それを上回ることはないだろうということでやったのですが、初年度は、その60トン満額で学校給食でも入れることができた。ただ、翌年度については、交付金が出るかどうかというのが微妙であったものですから、当初は、その半分の30トンという話があったのですが、結果的には60トン近くまで学校給食で使うことができました。

今年度については、今のところ50トンという話をいただいていますけれども、それにプラスして中学校給食だとか保育園給食、あとは、民間のところにも売り込んでおりますので、60トン近くまでは受け入れできるかなと考えております。

5番（西山弘行委員） ただ、当初、幾つ出せますかという回覧が回ってきたときに、

やはり前年度と同じ予算額だと言われたので、でも、去年みたいに書いたら出し過ぎてしまうし、かといって出したい数字を出したら半分にされても困るしという、そういうところがあるので、変な駆け引きみたいなものはさせないでほしいんですね。

議長（齋藤義治委員） 及川課長。

農業水産課（及川課長） 駆け引きをしているわけではなくて、学校給食側も、全体の給食費の中でどれだけお米に使えるかというところがあるので、その上限のところを、昨年、皆さんに通知したのは、11月とか12月の段階で学校給食側が言える数字ということで出しているんですね。

それで、結果的には、それ以上の数量を使うことができたので、それは交付金が出たからというのがありますけれども、ある程度、50トン程度で今後も継続してやっていけるようにということで検討はしています。

ただ、今後、給食費自体を市が負担するような話も出ていますので、そのときにどういう形になるかというのは、給食側とも話をしていきたいと思っております。

5番（西山弘行委員） ただ、その件について、最初の段階の話だけしか、僕なんかには回ってきていないんですよ。だから30トンという話だけで、その50トンという話は、僕なんかには回ってきていないです。

議長（齋藤義治委員） 及川課長。

農業水産課（及川課長） 農協の事務局には、その都度伝えておりますし、学校給食との数量決定の会議等にも、農協の担当者は出ていただいていますので、我々も、皆さんへの周知というのは、当然やっていきますけれども、農協のほうも稲作部会を通じて周知していただければと考えておりますので、そこは農協の担当者にも伝えておくようにいたします。

5番（西山弘行委員） いや、要するに……

議長（齋藤義治委員） ほかの人も、意見は言いたいと思いますので、時間的なアレが……

5番（西山弘行委員） それでは、あと1件だけですが、56ページの、（2）のと

ころですけれども、「一般車両との事故防止や農作業への支障が出ている道路に看板を設置し、注意喚起を行っています」と書いてありますけれども、僕、看板は見たことがないのですが。

農業水産課（坂口課長補佐） 看板は、城・稲荷地区の南北に走る、少し広い目の道路がありますよね。そこに入る、入口の南側のところの民地をお借りして立てさせていただいて、前回、堀浚いのにきに単管で立てていたと思いますけれども、実はあそこの隣にあつて、もう一度、単管で立て直すということで、民地をお借りして立てています。

あと、もう一つ北側のほうは、大庭ポンプ場というポンプ場がありますけれども、その柵をお借りして掲示をしています。

大きさ的には、A3の手作りなので、ちょっと見にくいところがあれば、おっしゃっていただければ、ちょっと改善の余地はあるかなと思います。

5番（西山弘行委員） 数を、もうちょっと増やしてほしいですね。

農業水産課（及川課長） 分かりました。

議長（齋藤義治委員） ほかに、いかがでしょうか。

吉原委員。

13番（吉原 豊委員） それでは、2つ質問いたします。

今、田んぼのことで、米のことをやっていたけれども、しかし、今、農家は、もう何十年も前から高齢化して大変だという話もありますし、今の若い人は、「田んぼ、そんなのやられるかい」、というのが現状です。

そういうことでどんどん農家離れが進んでおるんですが、市として、まあ県もそうかもしれないけれども、米に代わるものを何か考えていますかね。要は、そこら辺なんですよ。先を読んだことをやっていたいかなければ、ブランドもできないし、売ることもできないのではないかなと思います。

そういうことを、もし何か考えているのであれば、聞かせてほしいなと思います。

議長（齋藤義治委員） 及川課長。

農業水産課（及川課長） 今、「地域計画」策定の話し合いをしているところですよ。

れども、その中でも、田んぼがある地区については、今後、田んぼをどうしていくかという話題が一番多くなっております。

それで市として、米に代わるものは何かということですが、水田のまま残すのであれば、やはりお米だろうと思っていますし、城・稲荷のほうでは、一度飼料用米という話もあって検討はしたのですが、やはり機械が高額になるということと、重量的にかなり重たいものなので、城・稲荷の田んぼだと落ちこちてしまうだろうなということがありました。

ですので、もし田んぼではなくて畑に造成するというような意見が、その地区で多くなるようであれば、それは、畑地造成して畑にするということも、今後、検討していく必要があると考えております。

13番（吉原 豊委員） はい。

議長（齋藤義治委員） ほかに何かございますか。花卉では、何かないですか。

井上委員。

8番（井上哲夫委員） 今、花卉という御指名があったわけではないのですが、農業でも野菜とか水田の話が主だと思いますけれども、花卉生産に携わる一人として、58ページの4の②に長久保公園とあって、長久保公園は昔からありますが、今から50年ぐらい前には、我々もそこに携わって、「花壇展」があって花壇をつくりに行ったりして、そういう意味で、市の仕事をしたという認識があるんですがね。その後、緑の課ですか、そういう中で、縁が途切れてしまったわけですね。

それで、農業者ではなくて業者だよと、市では業者だと構えていらっしゃるような気はしていたんですけども、昨年、まさにそこの中に、いつの間にか業者が入ってしまっていて、神奈川県では有名な園芸業者というか、造園業者というか、多分それに委託をしたんだと思いますけれどもね。そこから、直接電話があって、注文があったんですよ。それで、暮れにシクラメンを納めたわけですが、今まで、そこが委託業者になっているというのを知らなかったので、行きましたけれども、中も改修されてしまっていて、駐車場も広がって一般の人が入りやすくなっている。

それは、いいのですが、やはり我々農家との結びつきが、これから、また何らかの形で続いていけばいいかななんて、個人的には思っていたんですけどもね。

そうしたら、「湘南花の展覧会」、ここにありますがけれども、これを茅ヶ崎市と寒川町と藤沢市で開いたということで、実際のところ、テラスモールで始まったものが、どんどんどんどん追いやられてここに来たんですよ。

それで、ここで場所を借りてできるということは、ありがたい話ではあるのですが、今後こういう場所が、我々、花の生産者、あるいはここに植木の「緑育教室」というのがありますがけれども、植木の生産者もここへ来てかかわることができるのか、こういう形で、今後もっと密に、市内の植木、花生産者がかかわることができるように、間に入っている業者がどうのこうのという話は別ですけども、市の職員が全くノータッチみたいな、そんなような印象ですので、農水だけではなくて、緑の課が今あるのかどうか知らないけれども、その辺の、市の職員も、ある程度携わって、直接何かパイプ役になってもらえたらいかかなと、つらつら思っていたところへ、花卉は、という話があったので、一言言わせていただきました。

議長（齋藤義治委員） 坂口課長補佐。

農業水産課（坂口課長） 私、農業水産課の前にみどり保全課にいましたけれども、長久保公園は、みどり保全課が指定管理者を決めて管理している公園に、今はなっています。

長久保公園は、これまで、まちづくり協会が指定管理者として管理していたのですが、この業者は、任期満了に伴い公募をした際に応募してきた企業です。

選考を経て、結果として、長年、まちづくり協会が管理していたところを、今、この業者が指定管理者となっています。

「湘南花の展覧会」のこともそうですし、関心をもって取り組んでいるのかなというところがあって、それで、多分お声がけがあったりとか、野菜を売るというようなことがあったり、そういうことを企画しているという状況があると思いますけれども、確かに指定管理者に任せている部分が大きいので、職員

の顔が見えない印象になっているのかなと思います。

その辺は、みどり保全課に、そういう御意見を頂戴したというところをお伝えして、もう少し顔の見えるようなやり方はないのかというところを伝えるようにはいたしますので。

8 番（井上哲夫委員） 分かりました。そういう形、私が言いたかったことを、まさに言ってもらいましたけれども、野菜の直売の話も出ましたが、やはりこれから、我々地域の農業者が長く使えるようなこともやってほしいと思います。

駐車場が大分広くなって、大型バスも入れるような感じで、聞くところによると、今年の箱根駅伝のときに、うちの親戚の人が利用したということで、びっくりしたんだけどね。

それはそれにしても、やはり地域の農業者の立場として、何か利用できるような方向で、長い間できるような方向にお願いしたいと思います。

議長（齋藤義治委員） この都市農業の中で、藤沢市などは、完全な都市農業ですが、直売所ですとか、あるいは観光農業というのが、これからは非常に盛んにならなくてはいけないと思うのですが、予算の中でも、いろいろな措置状況の中でも、観光農業に対する予算というのはありませんけれども、観光農業では、井出さんあたりはどうですか。何か意見はありませんか。

16 番（井出茂康委員） このような形の話の中で、どこまで予算ができるかというのは、いろいろと難しいと思いますけれども、今、少年の森といろいろとタイアップをしながら、「地域計画」という中に、これから都市農業の観光農園的なものをどのような形で取り込めるか、それに対して、少年の森がどこまでかわれるのか、地域がどうかかわり方をしていくのか、農水と一緒に、その取り組み方を考えていっているつもりではいるのですが、まだまだ、ちょっと先の未来なので、私たちとしては、何しろ藤沢の北部で農業をやる、観光農園をやりたいと思ったときに、いかんせんアクセスが悪過ぎる。何の駅もない、駐車場もない、バス路線もないという中で、人に来てくださいというのは、非常に無理なので、それをどうにかできませんかという提案を続けさせていただいております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） ほかに何かございませんか。

伊澤委員。

15番（伊澤忠治委員） 私は、果樹を主にやっている者ですが、今、横浜は、昔は梨しかつくっていなかったところが、「浜なし」という県のブランドを立ち上げて、それから、横浜は、ブドウはほとんどつくっていなかったんですね。

それで、横浜は藤沢を見習って、当初「藤稔」と「竜鳳」の2種類で立ち上げて、今どんどんつくっていますね。それでシャインマスカットです。

それを、今度は「浜ぶどう」でブランド化して、ただ、たまにお客様で横浜のほうから来ると、浜なしをください、浜ぶどうをくださいと言って来るんです。それを、こちらはピンと来て分かりますけれども、そのお客さんは、別に間違っていないんですね。

そんなことで、例えば「藤稔」、さっき価格転嫁の問題も出ましたけれども、そういう意味では、果樹は、価格転嫁は野菜よりはしやすい部類だと思います。

ですから、そういう意味では、つくったものを、より高く売るということに関しては、やはりブランド化を、——皆さん御存じでしょうけれども、長後の青木一直さんが、約45年ぐらい前ですか、「藤稔」という、その当時、世界で一番大きい粒のブドウを品種改良したわけですから、その宝を、今の若い人、後継者は、自分のところに宝のブドウがあることを、ピンと来ていないんですよ。

というのは、シャインマスカットが今、価格の暴落が去年から始まっています。もっともっと下がっていきます。日本へ空輸しても、全然採算が合わなくなりますから、外国から入ってくることはありません。

過去にも、こういったことはありましたけれども、「藤稔」というのは、過去一度も価格の暴落はないんですよ。確かに面積は少ないですし、量は少なくても、1房の価格は上げられるんですよ。我々の大事な「藤稔」を、ぜひブランド化していただいて、商品価値を上げて、全国に売っていく。ましてや「藤沢産」ということで売っていけば、横浜は、あくまでも藤沢がつくったものを

売っているだけですから、そんなことで、そこら辺も、ぜひ検討していただきたいと思います。確実に収入は上がっていくと思います。

議長（齋藤義治委員） 及川課長。

農業水産課（及川課長） 「浜なし」、「浜ぶどう」というのは、神奈川県の新奈川ブランドとして登録をされているものでして、我々の地産地消推進計画でも、新奈川ブランドへの登録というのを掲げているんですね。

それで、果樹部の皆さんにも御協力をいただいて、ブドウも梨も新奈川ブランドへの登録は、恐らくすぐできてしまうと思いますので、まずはそこからやっていきたいと考えております。果樹部の皆さんに、ぜひ御協力をいただければと考えております。

議長（齋藤義治委員） ありがとうございます。

いろいろ御意見等がございますが、一応、これで終わりたいと思います。

それでは、報告第4号及び報告第5号を終了いたします。

農業水産課の皆様方におかれましては、お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。要望が多かったようですが、よろしく願いをいたします。

ありがとうございます。

一同 ありがとうございます。

（農業水産課担当職員 退出）

議長（齋藤義治委員） 以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

以上をもちまして4月の総会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

一同 どうもありがとうございました。

閉会 午後4時25分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)